

第 9 1 号議案

中野区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

企画部、総務部、子ども教育部、環境部及び都市基盤部の分掌事務を改める必要がある。

中野区組織条例の一部を改正する条例

中野区組織条例（平成30年中野区条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中クを削り、ケをクとし、同条第2号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 情報政策及び情報システムに関すること。

第3条第4号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 児童相談所に関すること。

第3条第7号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 緑化推進に関すること。

第3条第8号ウ中「及び緑化推進」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。